令和８年度愛媛県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金

質問		回答
1	令和８年度愛媛県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金の目的は。	県では、訪問介護事業所等が訪問介護員の人材不足や物価高騰等の影響により厳しい経営環境にある中、質の高い訪問介護等サービスが提供できるよう、人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組を支援することで介護人材の確保及び経営の安定化を図ることを目的としています。
2	補助対象及び補助単価は。	１．補助対象者は、所在地が愛媛県内にあり、申請時点において指定等を受けており、運営中の訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業となります。 ２．各事業で補助単価が変わりますので、要綱や県HP等をご確認ください。
3	どのような経費が対象となるか。	研修費用や同行支援、広報宣伝に係る経費が対象となります。詳細は、要綱等を御確認ください。
4	事業所は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内にない場合、申請できるか。	本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする事業所が存在する場合、本事業の対象となります。ただし、県外に所在する事業所分については、本事業の対象外であり、申請できません。
5	本事業は、先着順か。 また、いつからの経費が対象となるか。	先着順ではありません。 県から送付する交付決定通知後の経費が対象となります。
6	購入物品等の上限はあるのか。	取得費用が50万円以上の物は、対象外です。
7	申請の受付期間はいつまでか。	申請受付期間は、令和８年６月15日（月）～令和８年７月10日（金）までです。
8	申請書の提出方法は決まっているか。	郵便のみの提出とさせていただきます。 下記まで提出ください。 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２ 愛媛県庁　保健福祉部　生きがい推進局　長寿介護課

9	郵送の提出は、必着もしくは消印有効か。	令和８年７月10日（金）の消印有効となります。
10	申請書類は何が必要か。	以下の書類をご準備ください。 ・交付申請書 (1)様式第１号（交付申請書） (2)別紙１（事業者情報） (3)別紙２（事業者計画表） (4)別紙３（所要額調書） (5)別紙４（収支予算書） (6)その他必要書類（見積書や金額の根拠となる資料等）
11	申請書類はどこで入手できるのか。	県ホームページで公開していますので、ホームページからダウンロードしてください。 愛媛県トップページ＞キーワードで探す＞「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」と入力していただきますと本事業のホームページに行けますので、そのページからダウンロードできます。
12	複数の事業所を運営している場合、事業所ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	法人が運営する事業所をとりまとめて1回で申請してください。 なお、事業者情報や計画書等については、事業所単位での記載となりますので、申請書内をご確認いただき、記載の際は、お間違えのないようご注意ください。
13	申請・実績報告書類としての根拠資料は、どうすればよいか。	本事業の開始年度の翌年から起算して、５年間事業所等において保存をお願いします。必要が生じた場合、提出をお願いすることがございます。
14	実施予定事業が複数あった場合、申請できるのか。	各実施予定事業が対象となれば、申請できます。
15	基準該当サービス事業所等について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。